

自己資本の充実の状況等について

| | | | |
|----------|----|----|---------|
| 定性的な開示事項 | 連結 | …… | 1 ~ 4 |
| 定量的な開示事項 | 連結 | …… | 5 ~ 12 |
| 定性的な開示事項 | 単体 | …… | 13 ~ 15 |
| 定量的な開示事項 | 単体 | …… | 16 ~ 23 |

自己資本の充実の状況等について〔バーゼル 第3の柱(市場規律)に基づく開示〕

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項のうち事業年度に係る説明書類に記載すべき事項について開示しております。

定性的な開示事項 **連結**

連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点。

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループのうち、連結子会社は5社です。

| 名称 | 主要な業務の内容 |
|-------------------|-------------------------|
| 千葉保証サービス株式会社 | 信用保証業務 |
| ちば興銀ユーシーカード株式会社 | クレジットカード・一般貸金業務 |
| 千葉総合リース株式会社 | リース業務 |
| ちば興銀ビジネスサービス株式会社 | 事務代行業務 |
| ちば興銀コンピュータソフト株式会社 | コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務 |

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は、第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。

自己資本比率告示第8条第1項2号イから八まで又は第31条第1項2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項2号イから八まで又は第31条第1項2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。

銀行法(昭和56年法律第59号。)第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はございません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び資本の移動に係る制限等は特段ございません。

自己資本調達手段の概要

| 自己資本調達手段 | 概要 | |
|----------------|---------------------|-------------------|
| 普通株式(50,722千株) | 完全議決権株式 | |
| 優先株式 | 第1回第1種(5,000百万円) | 転換条項付優先株式(議決権なし) |
| | 第2回第2種(20,000百万円) | 社債型優先株式(議決権なし) |
| | 第3回第3種(60,025百万円) | 転換条項付優先株式(議決権なし) |
| 期限付劣後債務 | 劣後特約付借入金(12,300百万円) | 期間10年~20年(期日一括返済) |

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行グループは内部留保の積み上げにより自己資本を充実させており、平成19年度の連結自己資本比率は9.46%を計上しております。経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しており、今後につきましても利益の積み上げにより自己資本を充実させてまいります。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

[信用リスクとは]

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息のご返済が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

[信用リスク管理の基本方針]

信用リスクを当行の抱える最も重要なリスクと認識し、管理体制の強化に努めております。

具体的には営業推進部門から独立した審査部・審査管理部において管理する体制とし、お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施しております。

また、お取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との認識のもと、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーナー、集合研修、臨店指導等を行っております。

一方、お取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。さらに今後、データの蓄積や「新格付・自己査定システム」、「電子稟議システム」等のIT化を進めていくことで、信用リスク管理の高度化を図ってまいります。

[貸倒引当金の計上基準]

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿の価格から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しておりその査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

連結子会社の貸倒引当金は一般債権については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウエイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付けの客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、融資関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)の5外部格付機関等を採用し、市場関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)の4外部格付機関等を採用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

[信用リスク削減方法とは]

自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当行の抱えているリスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

[方法及び手続き]

エクスポージャーの信用リスクの削減手法として有効に認められている適格金融資産担保については、当行の行内規程にて評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引および長期決済期間取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算し、オン・オフ一体で管理しております。

スワップ、オプションについては、リスク統括部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し信用リスク管理部へ報告する体制としております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

[取引の内容]

当行は平成16年9月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービサーとして証券化取引に関与しております。また、当行は通常の有価証券投資のほか住宅ローン債権信託受益権を購入しており、投資家としても証券化取引に関与しております。

[取引に対する取組み方針]

当行は、新規の証券化または再証券化の予定はございません。また、投資家としても通常の有価証券投資以外に投資の予定はございません。

[取引に係るリスクの内要]

当行が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプライメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の価値が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施し管理しております。

[取引に係るリスク管理体制]

証券化取引の取扱いにつきましては、プライメント率やデフォルト率等の変化を正確に把握し報告する事後的モニタリングの運用のもとに行っております。

証券化エクスポージャーについて信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスクアセット額の算出には、オリジネーターとして関与している部分については「標準的手法」、投資家として関与している部分については「外部格付準拠方式」を使用しております。

また当行は、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を使用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスクアセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスクアセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

証券化取引に関する会計方針

[会計方針]

証券化取引の会計処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

[資産売却の認識]

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスクウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスクウエイトの判断については、「Moody's」「S&P」「JCR」「R&I」の適格格付機関4社を使用しております。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

オペレーショナルリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

[リスク管理の方針]

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス(銀行業務の過程)・人(役職員、スタッフ・派遣社員を含む)・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナルリスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、レピュテーションリスク(風評リスク)の5つに分けて管理しております。オペレーショナルリスクは、業務運営を行っていく上で、可能な限り回避すべきであるリスクであることを念頭に、組織体制、管理手法、報告体制等を整備し、適切に管理することをリスク管理の基本方針とし、リスクの顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化に努めております。

[リスク管理体制]

オペレーショナルリスクの管理にあたっては、オペレーショナルリスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定し、リスク統括部においてオペレーショナルリスクの一元的な把握・管理、各リスク管理所管部署においてそれぞれのリスクを管理する体制としております。

[リスクの管理手続の概要]

オペレーショナルリスクの一元的管理として、オペレーショナルリスク情報の収集体制構築に着手しております。各オペレーショナルリスクの管理は、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「レピュテーションリスク管理規程」を制定し、適切に管理しております。なお、オペレーショナルリスクの状況は月次で頭取を委員長とするリスク管理委員会を通じ取締役会に報告する体制としております。

オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、基礎的手法を使用して、オペレーショナルリスク相当額を算出しております。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制（組織体制、管理手法、報告体制等）を整備のうえ、市場リスクを正確に把握し適切に管理することをリスク管理の基本方針として、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく相場変動リスクおよび分散投資を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、経営会議で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準は99%、保有期間については、処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は12ヶ月、純投資株式は1ヶ月として計測しております。半期ごとに経営会議において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクリミットを決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）：過去のデータに基づく統計的手法により、一定期間・一定確率のもとで保有するポートフォリオが被る可能性のある最大損失額（最大時価減少額）を推定したものです。一定確率は片道99%確率を使用しております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

[リスク管理の方針]

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制（組織体制、管理手法、報告体制等）を整備のうえ、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針としております。具体的には、ALM（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクのコントロールを実施しております。

[リスク管理手続の概要]

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミット、損失限度額、アラームポイント（対応方針を見直すリスク量もしくは損失額の水準）を設定し、管理しております。また、有価証券等の市場取引については、商品別等のポジション限度額（保有限度額）、個別銘柄毎の損失限度額も合わせて設定し、管理しております。

各部門は、これらリスクリミット等の許容されたリスク量の範囲内で、機動的かつ効率的な運用を目指しております。なお、市場リスクの状況は月次でALM委員会、リスク管理委員会を通じ取締役会に報告する体制としております。

連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、市場リスクは、VaR法（分散・共分散法）、BPV法により日次または月次でリスク量を計測している他、金利ギャップ等により計測しております。また、VaRにつきましては、リスクリミット管理に活用し、経営体力と比較し過大にならないよう適切に管理するとともに、半期毎にバックテストングを実施し計測手法の妥当性や有効性を検証しております。その他、ストレステストの実施などにより、リスク管理の実効性の確保、計測手法の高度化、精緻化に努めております。

BPV（ベシス・ポイント・バリュー）：金利等の変化に対する時価の変化額をリスクとして表す手法。例えば、10bpvといった場合、金利が10bpv（=0.1%）変化した場合の時価の変化額を指します。

連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

定量的な開示事項 連結

自己資本比率告示第8条第1項第2号イから八まで、又は第31条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

自己資本比率告示第8条第1項第2号イから八まで、又は第31条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。

自己資本の構成に関する事項(国内基準)

(単位:百万円)

| 項目 | | 平成18年3月31日 | 平成19年3月31日 |
|-------------------------------|--------------------------------|------------|------------|
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 57,941 | 57,941 |
| | うち非累積的永久優先株 | 32,517 | 32,517 |
| | 新株式申込証拠金 | - | - |
| | 資本剰余金 | 32,792 | 32,792 |
| | 利益剰余金 | 16,441 | 25,932 |
| | 自己株式() | 21 | 32 |
| | 自己株式申込証拠金 | - | - |
| | 社外流出予定額() | - | 1,420 |
| | その他有価証券の評価差損() | - | - |
| | 為替換算調整勘定 | - | - |
| | 新株予約権 | - | - |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 545 | 699 |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | - | - |
| | 営業権相当額() | - | - |
| | のれん相当額() | - | - |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額() | - | - |
| | 連結調整勘定相当額() | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | - | 1,911 | |
| 計 (A) | 107,700 | 114,001 | |
| 補完的項目 (Tier2) | うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | - | - |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | - | - |
| | 一般貸倒引当金 | 7,279 | 5,360 |
| | 負債性資本調達手段等 | 6,920 | 4,460 |
| | うち永久劣後債務(注2) | - | - |
| うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 6,920 | 4,460 | |
| 計 | 14,199 | 9,820 | |
| うち自己資本への算入額 (B) | 14,199 | 9,820 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | - | - |
| 自己資本額 (A)+(B)-(C) (D) | 121,900 | 123,822 | |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 1,190,357 | 1,179,871 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 57,569 | 50,345 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 1,247,927 | 1,230,216 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F) | - | 77,625 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) | - | 6,210 |
| 計((E)+(F)) (H) | 1,247,927 | 1,307,842 | |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%) | 9.76 | 9.46 | |
| (参考)Tier1比率 = A/H × 100(%) | - | 8.71 | |

(注)1 自己資本比率告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 自己資本比率告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)利払い義務の延期が認められるものであること

3 自己資本比率告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 自己資本比率告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオの内訳

資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

| 項目 | (参考)告示で定める リスク・ウエイト(%) | リスクアセット | 所要自己資本の額 |
|--|---------------------------|-----------|----------|
| 1.現金 | 0 | | |
| 2.わが国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | | |
| 3.外国の中央政府及び中央銀行向け | 0~100 | 37 | 1 |
| 4.国際決済銀行等向け | 0 | | |
| 5.わが国の地方公共団体向け | 0 | | |
| 6.外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20~100 | 356 | 14 |
| 7.国際開発銀行向け | 0~100 | 107 | 4 |
| 8.わが国の政府関係機関向け | 10~20 | 951 | 38 |
| 9.地方三公社向け | 20 | 8 | 0 |
| 10.金融機関及び証券会社向け | 20~100 | 32,145 | 1,285 |
| 11.法人等向け | 20~100 | 182,622 | 7,304 |
| 12.中小企業等向け及び個人向け | 75 | 264,203 | 10,568 |
| 13.抵当権付き住宅ローン | 35 | 48,761 | 1,950 |
| 14.不動産取得等事業向け | 100 | 5,178 | 207 |
| 15.三月以上延滞等 | 50~150 | 12,686 | 507 |
| 16.取立未済手形 | 20 | | |
| 17.信用保証協会等による保証付 | 10 | 9,811 | 392 |
| 18.株式会社産業再生機構による保証付 | 10 | | |
| 19.出資等 | 100 | 41,268 | 1,650 |
| 20.上記以外 | 100 | 566,713 | 22,668 |
| 21.証券化(オリジネーターの場合) | 20~100 | 10,944 | 437 |
| 22.証券化(オリジネーター以外の場合) | 20~350 | 4,012 | 160 |
| 23.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産 | | 60 | 2 |
| 合計 | | 1,179,871 | 47,194 |

オフ・バランス項目

(単位:百万円)

| 項目 | 掛け目(%) | リスク・アセット | 所要自己資本の額 |
|--|--------|-----------------------|------------------|
| 1.任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント | 0 | | |
| 2.原契約期間が1年以下のコミットメント | 20 | 1,651 | 66 |
| 3.短期の貿易関連偶発債務 | 20 | 101 | 4 |
| 4.特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補填信託契約) | 50 | 3,259 | 130 |
| 5.NIFまたは、RUF | 50 | | |
| | <75> | | |
| 6.原契約期間が1年超のコミットメント | 50 | 1,762 | 70 |
| 7.内部格付手法におけるコミットメント | <75> | | |
| 8.信用供与に直接的に代替する偶発債務 | 100 | 27,785 | 1,111 |
| 9.買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額() | 100 | | |
| 10.先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 | 100 | | |
| 11.有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却 | 100 | | |
| 12.派生商品取引 (1)外国為替関連取引 (2)金利関連取引 (3)金関連取引 (4)株式関連取引 (5)貴金属(金を除く)関連取引 (6)その他コモディティ関連取引 (7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) | | 6,324 5,436 888 | 252 217 35 |
| 一括精算ネットティング契約による与信相当額削減効果() | | | |
| 13.長期決済期間取引 | | | |
| 14.未決済取引 | | | |
| 15.証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス | 0~100 | | |
| 16.上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー | 100 | 9,460 | 378 |
| 合計 | | 50,345 | 2,013 |

連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する手法ごとの額 (単位:百万円)

| | |
|------------------------|-------|
| オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額 | 3,105 |
| うち基礎的手法 | 3,105 |

連結自己資本比率及び連結基本的項目比率
 連結自己資本比率は、9.46%であります。
 連結基本的項目比率は8.71%であります。

連結総所要自己資本額
 連結総所要自己資本額は、52,313百万円であります。

信用リスクに関する事項

信用リスクエクスポージャー期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別・残存期間別内訳

(単位:百万円)

| | 18年度 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | 三月以上 延滞 エクスポージャー |
|---------------|---|-----------|--------------|--------|------------------------|
| | 貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引 | 債券 | デリバティブ 取引 | | |
| 国内計 | 2,072,800 | 1,717,279 | 342,958 | 12,563 | 15,328 |
| 国外計 | 21,056 | 946 | 20,110 | — | — |
| 地域別合計 | 2,093,857 | 1,718,225 | 363,069 | 12,563 | 15,328 |
| 製造業 | 127,264 | 121,843 | 3,875 | 1,546 | 531 |
| 農業 | 5,025 | 5,025 | — | — | 130 |
| 林業 | 12 | 12 | — | — | — |
| 漁業 | 185 | 185 | — | — | — |
| 鉱業 | 3,840 | 3,840 | — | — | — |
| 建設業 | 78,896 | 78,391 | 500 | 5 | 2,442 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 16,189 | 16,189 | — | — | — |
| 情報通信業 | 5,719 | 4,710 | 1,007 | 2 | 50 |
| 運輸業 | 35,681 | 34,787 | 860 | 34 | 5 |
| 卸・小売業 | 186,276 | 169,961 | 13,741 | 2,574 | 1,049 |
| 金融・保険業 | 309,653 | 172,847 | 129,282 | 7,524 | — |
| 不動産業 | 291,667 | 287,916 | 3,534 | 217 | 3,971 |
| 各種サービス業 | 215,119 | 211,659 | 2,802 | 658 | 2,369 |
| 個人 | 396,656 | 396,656 | — | — | 1,531 |
| 国・地方公共団体等 | 230,953 | 28,551 | 202,402 | — | — |
| その他 | 190,705 | 185,643 | 5,062 | — | 3,250 |
| 業種別計 | 2,093,857 | 1,718,225 | 363,069 | 12,563 | 15,328 |
| 1年以上 | 473,182 | 423,320 | 48,255 | 1,607 | 565 |
| 1年超3年以下 | 244,396 | 157,703 | 84,631 | 2,062 | 304 |
| 3年超5年以下 | 271,752 | 178,660 | 84,601 | 8,491 | 448 |
| 5年超7年以下 | 94,981 | 74,106 | 20,714 | 161 | 985 |
| 7年超10年以下 | 159,791 | 105,520 | 54,037 | 234 | 862 |
| 10年超 | 666,970 | 596,142 | 70,828 | — | 1,554 |
| 期間の定めの無いもの | 182,778 | 182,772 | — | 6 | 10,610 |
| 残存期間別合計 | 2,093,857 | 1,718,225 | 363,069 | 12,563 | 15,328 |

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー。

3. 平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

4. 上記の項目以外の資産については「その他」および「期間の定めの無いもの」に計上。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 17年度 | 6,421 | 7,279 | — | 6,421 | 7,279 |
| | 18年度 | 7,279 | 5,360 | — | 7,279 | 5,360 |
| 個別貸倒引当金 | 17年度 | 15,973 | 12,653 | 6,011 | 9,961 | 12,653 |
| | 18年度 | 12,653 | 14,679 | 2,982 | 9,671 | 14,679 |
| 合計 | 17年度 | 22,394 | 19,933 | 6,011 | 16,382 | 19,933 |
| | 18年度 | 19,933 | 20,040 | 2,982 | 16,950 | 20,040 |

個別貸倒引当金の地域別・業種別内訳

(単位:百万円)

| | | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | |
|------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 |
| 国内計 | | 15,973 | 12,653 | 12,653 | 14,679 | 15,973 | 12,653 | 12,653 | 14,679 |
| | 国外計 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地域別計 | | 15,973 | 12,653 | 12,653 | 14,679 | 15,973 | 12,653 | 12,653 | 14,679 |
| 業種別計 | 製造業 | 482 | 347 | 347 | 356 | 482 | 347 | 347 | 356 |
| | 農業 | 20 | 17 | 17 | 17 | 20 | 17 | 17 | 17 |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 漁業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設業 | 2,161 | 1,232 | 1,232 | 1,011 | 2,161 | 1,232 | 1,232 | 1,011 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 情報通信業 | 100 | 99 | 99 | 408 | 100 | 99 | 99 | 408 |
| | 運輸業 | 74 | 59 | 59 | 49 | 74 | 59 | 59 | 49 |
| | 卸・小売業 | 2,193 | 732 | 732 | 3,489 | 2,193 | 732 | 732 | 3,489 |
| | 金融・保険業 | 587 | 567 | 567 | 558 | 587 | 567 | 567 | 558 |
| | 不動産業 | 2,305 | 2,623 | 2,623 | 2,578 | 2,305 | 2,623 | 2,623 | 2,578 |
| | 各種サービス業 | 2,428 | 1,915 | 1,915 | 1,481 | 2,428 | 1,915 | 1,915 | 1,481 |
| | 国・地方公共団体等 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 個人 | 4,765 | 4,294 | 4,294 | 4,050 | 4,765 | 4,294 | 4,294 | 4,050 |
| その他 | 857 | 766 | 766 | 676 | 857 | 766 | 766 | 676 | |
| 業種別計 | | 15,973 | 12,653 | 12,653 | 14,679 | 15,973 | 12,653 | 12,653 | 14,679 |

貸出金償却の業種別内訳

(単位:百万円)

| | 貸出金償却 | |
|---------------|-------|-------|
| | 17年度 | 18年度 |
| 製造業 | 743 | 458 |
| 農業 | — | — |
| 林業 | — | — |
| 漁業 | — | — |
| 鉱業 | — | — |
| 建設業 | 1,089 | 822 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — |
| 情報通信業 | 237 | 222 |
| 運輸業 | 4 | — |
| 卸・小売業 | 1,318 | 1,436 |
| 金融・保険業 | — | — |
| 不動産業 | 724 | 213 |
| 各種サービス業 | 775 | 448 |
| 国・地方公共団体等 | — | — |
| 個人 | 847 | 117 |
| その他 | 454 | 438 |
| 業種別計 | 6,191 | 4,154 |

連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号又は第31条第1項第3号及び第6号の規定により資本控除した額

(単位:百万円)

| | エクスポージャーの額 | |
|--------|------------|-----------|
| | 18年度 | |
| | 格付有り | 格付無し |
| 0% | 101,562 | 283,614 |
| 10% | 4,927 | 4,699 |
| 20% | 125,973 | 43,804 |
| 35% | - | 139,609 |
| 50% | 54,425 | 2,866 |
| 75% | - | 426,955 |
| 100% | 88,219 | 808,056 |
| 150% | - | 9,141 |
| 350% | - | - |
| 自己資本控除 | - | - |
| 合計 | 375,107 | 1,718,750 |

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております

信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

| | 平成18年度 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | | | | |
|------------|--------------------------------|------------|----------------|--------|--------|
| | 法人向け | 中小 個人向け | 抵当権付き 住宅ローン | その他 | 合計 |
| 適格金融資産担保合計 | 75,853 | 3,692 | 42 | 10,070 | 89,657 |
| 保証合計 | 280 | 6,019 | - | 42,602 | 48,900 |

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、1,848百万円です。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

法的に有効な相対ネットテイング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額が次のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 平成18年度 |
|-------------------|--------|
| | 与信相当額 |
| 派生商品取引 | 12,563 |
| 外国為替関連取引及び金関連取引 | 11,312 |
| 金利関連取引 | 1,250 |
| 株式関連取引 | - |
| 貴金属関連取引(金関連取引を除く) | - |
| その他コモディティ関連取引 | - |
| クレジット・デリバティブ | - |
| 合計 | 12,563 |

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブはございません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブはございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|--------|
| 住宅ローン債権 | 54,457 | 39,547 |
| 合計 | 54,457 | 39,547 |

合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ございません。

- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び、当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|---------|----------------|------|----------------|------|
| | 三月以上延滞エクスポージャー | 当期損失 | 三月以上延滞エクスポージャー | 当期損失 |
| 住宅ローン債権 | 61 | — | 46 | — |
| 合計 | 61 | — | 46 | — |

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|--------|
| 住宅ローン債権 | 54,457 | 39,547 |
| 合計 | 54,457 | 39,547 |

- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

| | 17年度 | | 18年度 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 残高 | 所要自己資本 | 残高 | 所要自己資本 |
| 0% | — | — | — | — |
| 20% | — | — | — | — |
| 50% | 54,457 | 1,089 | 39,547 | 790 |
| 100% | — | — | — | — |
| 自己資本控除 | — | — | — | — |
| 合計 | 54,457 | 1,089 | 39,547 | 790 |

- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|--------|
| 住宅ローン債権 | 2,142 | 1,911 |
| 合計 | 2,142 | 1,911 |

- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
該当ございません。

- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャー
早期償還条項付の証券化エクスポージャーはございません。

- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ございません。

- (9) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスクアセットの額
当行がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過装置)の適用により算出されるリスク・アセット額)は19,773百万円です。

連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成18年度末 |
|------------|---------|
| 住宅ローン債権 | 4,945 |
| 自動車ローン債権 | - |
| クレジットカード与信 | - |
| リース債権 | - |
| 事業者向け貸出 | 1,931 |
| 合計 | 6,877 |

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

| | 平成18年度 | |
|---------|--------|--------|
| | 残高 | 所要自己資本 |
| 0% | - | - |
| 20% | 4,945 | 39 |
| 50% | - | - |
| 100%(注) | 1,931 | 78 |
| 自己資本控除 | - | - |
| 合計 | 6,877 | 117 |

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

(注) リスク・ウエイト100%は、100%以上を含んでおります。

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
該当ございません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスクアセットの額

当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)の適用により算出されるリスク・アセット額)は2,990百万円です。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------------------------------|------------|--------|
| 上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額 | 38,519 | 38,519 |
| 上記に該当しない出資又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額 | 1,447 | |

投資信託等複数の資産を裏付けとする資産内で保有する出資等エクスポージャーは含めておりません。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | |
|-------|-----|
| 売却損益額 | 226 |
| 償却額 | 250 |

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は12,196百万円です。

(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表及び連結計算書で認識されない評価損益はございません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する
損益又は経済的価値の増加額

| | | |
|--------------------|-----------------|-----------|
| 金利ショックに対する経済価値の増減額 | | 15,256百万円 |
| VaR | 預貸金等 | 11,287百万円 |
| 信頼区間99% | その他保有目的 | 3,969百万円 |
| 保有期間 預貸金等1年 | 内外債券 | |
| 観測期間1年 | その他保有目的内外債券 1ヶ月 | |